

仕 様 書

1. 事業名

サステナブルな観光でつなぐせとうちエリアへの誘客促進事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和8年2月27日（金）

3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、せとうちエリアの美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを促進し、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

現在、持続可能な観光に世界的な関心も高まっており、機構がターゲットとする高付加価値旅行者（ET層*1・SIT層*2）に、せとうちエリアでストレスなく心地よい時間を過ごしてもらうためには、観光地域においてSDGsなどに代表されるサステナブルな取り組みが必要である。JNTOにおいても、サステナブルな旅行への興味関心が高い海外の一般消費者に向けたサステナブル・ツーリズムの特設ページを開設するなど、国内でもその動きは加速している。*3

そのため機構として、機構ターゲット国である英、仏、独、米、豪の高付加価値旅行者層の高いニーズに応えられるSDGsなどに代表されるサステナブルな取り組みを取り入れた旅行商品等を造成し、せとうちエリアの先進性をアピールするとともに、せとうちエリアでの3泊以上の滞在・地域周遊を促進し、せとうちエリアへの送客意欲が高い旅行会社等と連携することで、誘客と地域への消費額増を図る。

※1 ET層：Educated Traveler（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者）

※2 SIT層：Special Interest Traveler（特定の関心・趣味を目的とする旅行者）

※3 JNTOが目指す「サステナブル・ツーリズム」は、『地域の「環境」を守る・育む、地域の「文化」を守る・育む、地域の「経済」を守る・育む』ことを指す

4. 活動指針

機構が掲げるブランドコンセプトである「AUTHENTIC JAPAN : SETOUCHI (ありのままの日本の魅力はここにある。:せとうち)」の実現を強く意識し、せとうちエリアにおける地域の事業者等と深く連携を図ることで、地域の魅力を伝え、地域への消費額を増やす点を重視しながら旅行商品等を造成・販売する。

5. 業務内容

上記の事業目的・活動指針を踏まえ、以下（１）から（３）の業務を遂行すること。
後述するアウトプット及びアウトカムに示す数値の達成に向け、機構の承認の上、業務を実施すること。

※アウトプット及びアウトカムに関しては、業務ごとにより具体的な目標を分けて実現可能な企画、運営、提案とすること。

（１）基本業務

業務活動計画及び方法を提案し、事前に機構と協議の上、決定した後に遂行すること。活動計画の策定に当たっては、観光コンテンツの調査・分析・抽出、造成・磨き上げ、旅行会社等の招請、商談会の実施等を具体的に示すとともに、アウトプット・アウトカムが見込めるような年間の具体的な活動量やスケジュール等を含めて提案すること。

滞在コンテンツの充実事業

ア 観光コンテンツ等の調査・分析及び抽出

（ア）せとうちエリア内の体験等の観光コンテンツについて、地域の伝統文化の継承や地元産品などテーマに沿ったサステナブルなコンテンツを機構のターゲット層のニーズ等を踏まえて調査・分析し、商品造成に向けた観光コンテンツの抽出を行うこと。せとうちエリア内の体験等の観光コンテンツを抽出する際、過去に機構で実施した体験コンテンツも参考にし、コンテンツは10件以上提案すること。

（イ）コンテンツの選定にあたっては、ターゲット層の傾向を理解し、サステナブル・ツーリズムに精通した専門家の意見を踏まえ、コンテンツの特徴やサステナブルな要素、販売の実現性等具体的な根拠をもとに提案すること。

（ウ）アウトプット・アウトカムの達成が見込めるよう十分に留意するとともに、せとうちエリア7県のバランスを考えた提案とすること。

イ 観光コンテンツ等の造成及び磨き上げ

- (ア) 上記アにて実施した調査・分析及び抽出結果を踏まえ、専門家と連携し、ターゲット層のニーズに即した、観光マーケットにおけるサステナブル・ツーリズムの動向を意識した体験等の観光コンテンツ等を 10 件以上造成すること。なお、造成・磨き上げにあたっては各コンテンツ 1 ヶ所以上の改善箇所数を専門家より提言いただくこと。
- (イ) 上記イ（ア）で造成した観光コンテンツ等について、マーケットインの視点を取り入れるために、在日外国人を招請したモニターツアーを実施すること。1 コンテンツにつき 1 名以上招請して実施することとし、招請する在日外国人について、想定する人材を具体的に提案すること。なお、モニターツアーは造成コンテンツの評価が目的であり、前後の行程等は含まない。
- (ウ) モニターツアー実施に関する調整
- a 以下の手配及び費用負担を人数分行うこと。
 - (a) 招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
 - (b) 視察施設等の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び入場料、体験料
 - (c) 国内旅行傷害保険
 - (d) その他手配及び費用負担が必要なもの
 - b モニターツアー中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
- (エ) アンケート調査の実施
- モニターツアー実施後、被招請者に対し訪問した観光コンテンツ等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、モニターツアーの効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。
- (オ) 造成及び磨き上げを実施した観光コンテンツ等については、コンテンツタリフを作成すること。コンテンツタリフの構成や内容については、ターゲット市場のニーズに沿ったものとする。

ウ 旅行会社等の招請

- (ア) 造成及び磨き上げを実施した観光コンテンツ等を販売するために、ターゲット市場において、有力な旅行会社等を選定し、FAMトリップを企画運営、実施（実施後のフォローアップを含む）すること。招請を検討する旅行会社等の会社名、訪日旅行取扱実績（例：2024年送客実績）、強み等具体的な根拠のもと提案し、機構と協議の上決定すること。
- (イ) FAMトリップは上記イで造成した観光コンテンツ等の内容を反映したツアー行程とし、1回以上実施すること。1回の視察でのツアー日数、FAMトリップの実施回数は提案によるものとする。なお、7県を最低1回は訪問するよう計画し、招請者がツアー等の旅行商品造成時に観光コンテンツ等の組み込みをイメージできるように宿泊先など前後の行程を意識したルートを提案すること。
- (ウ) FAMトリップ実施に関する調整
- a 以下の手配及び費用負担を人数分行うこと。
 - (a) 招請及び事前・事後の連絡調整に要する費用
 - (b) 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
 - (c) 有料道路等利用料・駐車料金
 - (d) 車中での飲料水
 - (e) 視察施設等の予約、宿泊施設等の視察許可の申請及び入場料、体験料
 - (f) 国内旅行傷害保険
 - (g) その他手配及び費用負担が必要なもの
 - b FAMトリップ中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを事前に行うこと。
 - c FAMトリップには原則として機構職員1名＋添乗員1名＋通訳案内士1名を随行させることとする。費用については、添乗員、通訳案内士に係る全てを含めること。ただし、機構職員についてはFAMトリップによる検証結果の取りまとめを行う担当者として随行させるが、費用は本事業の経費には含まない。
 - d 上記を踏まえ、ツアー実施日の2週間前を目処に機構と協議、合意のうえ、行程詳細を決定すること。
- (エ) アンケート調査の実施
- 被招請者に対し、訪問した観光地の評価等を内容とするアンケート調査やヒアリング等を実施し、本事業の効果を調査・分析するとともに後記の実施報告書の中で取りまとめること。アンケート調査の実施内容は機構と事前に調整すること。

エ 商談会の実施

- (ア) 上記イで造成した観光コンテンツ等の販売を促進させるために、ターゲット市場において、有力な旅行会社等を選定し、商談会を企画運営、実施（実施後のフォローアップを含む）すること。
- (イ) 商談は5社以上とすること。なお、実施にあたっては、招請を検討する旅行会社等の会社名、訪日旅行取扱実績（例：2024年送客実績）、強み等具体的な根拠のもと提案し、事前に機構と相談し決定すること。
- (ウ) 商談の実施にあたっては、前述の旅行会社等を対象に実施するFAMトリップや連携団体（一般社団法人三次観光推進機構）と十分に連携して実施すること。

(2) 報告業務

ア 例月報告

毎月10日迄に前月実施した活動状況（商品造成・販売情報等）について、日本語で報告書を作成し提出すること。また、必要に応じて事業進捗確認等の報告会を機構からの指示のもと対面またはオンラインで適宜実施すること。

例月報告書には、本事業において具体的な販促活動を行っている旅行会社及びその販売状況等が分かるリストを掲載すること。本リストには、欧州のGDPR、米国、豪州等各国の基準をクリアした内容で、会社名、担当者名、担当者連絡先、送客実績などを含む、可能な限り詳細の情報を掲載すること。

なお、報告の提出にあたっては事前に機構と協議を行うこと。

イ 年間報告書

- (ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）1部、及び電子データ
- (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (ウ) 提出期限 令和8年2月27日（金）

なお、事業実施報告書については、提出期限の2週間前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて履行期間の満了までに変更があった数値等は、当該報告書の提出期限後であってもその都度反映すること。

(エ) 報告書の作成にあたっての留意点

分かりやすく作成するとともに、事前に機構職員の承認を受けること。

(3) その他

ア 当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、よりシンプルな事業推進体制とすること。

イ 必要に応じて、機構事務所で打ち合わせを実施すること。

6. 目標

(1) アウトプットとして

ア 造成コンテンツ数：10 件以上

イ 専門家招請数：2 名以上

ウ 専門家による改善事項等の提言箇所件数：10 件以上

エ 造成商品数：10 商品以上

オ FAM トリップの実施：1 回以上

カ 商談会の実施：5 社以上（機構のターゲット国である英仏独米豪を想定）

(2) アウトカムとして

ア 旅行商品購入者数：20 人

イ 旅行商品購入者の延べ宿泊数：60 泊

ウ 旅行商品売上：4 百万円

※令和7年度事業の終了後も、アウトカムの進捗状況を確認するフォローアップ調査を実施予定。

令和8年度アウトカム

・旅行商品購入者数：80 人 ※令和9年3月を想定

・旅行商品購入者の延べ宿泊数：240 泊 ※令和9年3月を想定

・旅行商品売上：16 百万円 ※令和9年3月を想定

令和9年度アウトカム

・旅行商品購入者数：200 人 ※令和10年3月を想定

・旅行商品購入者の延べ宿泊数：600 泊 ※令和10年3月を想定

・旅行商品売上：40 百万円 ※令和10年3月を想定

7. 概算予算額

20,000,000 円（税込）

（補助金対象経費 14,305,000 円、補助金対象外経費 5,695,000 円）

本事業は、観光庁「訪日外国人旅行者周遊促進事業」補助金を活用した事業であるため、その補助金交付要綱等を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。

観光庁実施要領の下記内容について事業を実施するものとする。

滞在コンテンツの充実事業

- ・イ 体験型・滞在型コンテンツ等企画開発経費
- ・ロ 課題抽出のためのモニターツアー経費

旅行商品流通環境整備事業

- ・イ 販路開拓のための旅行会社の招請及び旅行会社との商談にかかる費用

ただし、概算予算額のうち 5,695,000 円については、補助金対象外経費で実施するため、下記内容については見積書上これらを明確に区別すること。

滞在コンテンツの充実事業

- ・「イ 観光コンテンツ等の造成及び磨き上げ」でのモニターツアー実施に係る費用

旅行商品流通環境整備事業

- ・「エ 旅行会社等の招請」での招請会社選定に係る費用

参考：観光庁ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/kouikishuyu.html>

なお、現時点では内示段階であり交付決定は4月中に行われる予定である。交付決定されなかった場合や減額交付決定の場合は、当該公募型プロポーザルを延期又は中止する。

8. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとすること。なお、支払時期は令和8年4月下旬を見込んでいます。

また、計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

9. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

1 0. 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

1 1. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (4) 上記（1）（2）（3）の規定は、「1 0. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

1 2. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(一社) せとうち観光推進機構 担当：小延、本田、一橋 電話：082 - 836 - 3217
